九州発貨物の集約拠点化支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、九州発貨物の集約拠点化支援事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、要綱に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

- 第3条 要綱第5条に基づき補助金の交付申請を行おうとする者(以下「申請者」とする。)は、次の各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書(様式第13号)
 - (2) 誓約書(様式第14号)
 - (3) 法人登記簿謄本(全部事項証明書)(申請者が法人の場合に限る)
 - (4) 役員一覧(様式第15号、申請者が法人の場合に限る)
 - (5) 貨物自動車運送事業法第3条又は第35条に規定する国土交通大臣の 許可を受けていることを証する書類の写し
 - (6) 集約拠点施設に関する書類の写し(自社所有の場合は登記簿等の自社所 有であることを証する書類、賃借している場合は賃借の事実又は賃借料 の支払を証する書類)
 - (7) 前各号に掲げるほか、市長が必要と認める書類
- 2 当該年度内に、同一の申請者が複数回にわたって補助金の交付申請を行う場合、2回目以降の申請時には、前項第3号から第6号の書類は添付を省略することができる。ただし、前回交付申請時から変更が生じているものについては、この限りでない。
- 3 補助金の交付申請は、補助事業の事業期間における始期の1か月前から受付を行うものとする。

(事業期間)

第4条 申請者は、要綱第5条に基づく補助金の交付申請にあたり、3月以内で 事業期間を設定し、当該期間における補助事業について、申請を行うこととす る。ただし、事業期間は複数年度にまたがって定めることはできないこととす る。

(補助金の交付変更申請)

- 第5条 要綱第7条に基づき補助事業の変更申請を行おうとする者は、次の各 号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
 - (1) 第3条第1項各号に規定する書類のうち変更となるもの
 - (2) 前号に揚げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実績報告)

- 第6条 要綱第8条に基づき補助事業の実績報告を行う者は、次の各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
 - (1) 運行実績表(様式第16号)
 - (2) 補助対象となる経費の金額を証する書類(フェリー事業者が発行する請求書等)
 - (3) 補助事業者による支払を証する書類(フェリー事業者が発行する領収書等)
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項第3号に定める書類が実績報告を行う期限内において用意できない場合、その理由を記載した補助事業者による支払いを証する書類を後に提出することを誓約する書類(様式第17号)を提出することで代替することができる。
- 3 前項の代替書類を提出した場合、補助事業者はその支払いを証する書類を 取得次第、速やかに提出しなければならない。

(補助金の交付請求)

- 第7条 要綱第10条第1項に基づき補助金の交付請求を行う者は、次の各号 に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
 - (1) 北九州市会計関係帳票規則第14号様式
 - (2) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(様式)

第8条 要綱に規定する様式は、次の表のとおりとする。

要綱	様式の名称	別記様式
要綱第5条	補助金交付申請書	様式第1号
要綱第6条第1項	補助金交付決定通知書	様式第2号
要綱第6条第2項	補助金不交付決定通知書	様式第3号
要綱第7条第1項	補助金交付変更申請書	様式第4号
要綱第7条第2項	補助金交付変更決定通知書	様式第5号
要綱第8条	実績報告書	様式第6号
要綱第9条	補助金額確定通知書	様式第7号

要綱第10条	補助金請求書	様式第8号
要綱第11条第3項	補助金交付決定取消通知書	様式第9号
要綱第11条第3項	補助金交付決定一部取消通知書	様式第10号
要綱第12条第1項	補助金交付申請取下げ書	様式第11号
要綱第13条第2項	補助金返還命令書	様式第12号

2 この要領に規定する様式は、次の表のとおりとする。

要領第3条第1項第1号	事業計画書	様式第13号
要領第3条第1項第2号	誓約書	様式第14号
要領第3条第1項第4号	役員一覧	様式第15号
要領第6条第1項第1号	運行実績表	様式第16号
要領第6条第2項	補助事業者による支払を証する 書類を後に提出する誓約書	様式第17号

附 則

1 この要領は、令和4年8月1日から施行する。